

**諫早市から依頼された
行政境界の立ち直しについて**

宮本議員

(1) 総務行政について

諫早市が地籍確定のため登記名義人に、認可事件を理解しないまま立ち会いを依頼したが、登記名義人は義務者のままであり、町内会は登記権利者として現在も続いている。認可は、行政処分庁の大村市が認可を取り消すか、裁判所が取り消すまで続くのであるが、登記簿上の25名は義務者でありながら諫早市との行

(2) 環境行政について

政境界の立ち会いに応じることが許されるのか。最終処分場に対する刑罰無許可変更の2点であったが、この刑事告発について、大村市に何らかの説明があったのか。また、県は生活環境の保全維持に望ましい基準を下回っているとしていますが、県の調査結果ではどのような数値が報告されているのか教えていただきたい。

総務部長

(1) 地籍調査では、土地所有者の方々に自分の土地の範囲を明確に示してもらうことになるが、公図などをもとに作成した資料を参考に調査担当者が現地を訪ねて、境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認してもらうこととなっている。したがって、土地所有者の方々の問題であり、本市が意見を申し述べる立場ではないことをご理解いただきたい。なお、現在当該町内会は財産とし

て土地を保有していないので、登記権利者、登記義務者の関係は発生していないものと考えている。

市長 (2)平成22年1月26日付で、県が大村警察署に対し、廃棄物処理法違反の容疑で刑事告発を行った。措置命令違反の容疑では現在の代表取締役、元代表取締役、事業所の三者が、無許可変更の容疑では事業所が告発されたものである。告発理由のうち、措置命令違反とは、許可区域外に不法に埋め立てられた廃棄物の

全量撤去に従わなかったものであり、無許可変更とは県の許可なく排水の方法を変更したことである。1月28日から2月中旬まで行われた警察による強制捜査及び現場検証においては、県とともに本市も立ち会いを要請され、現場の確認を行っている。今後の対応については、捜査状況等の進展などを踏まえ、県と一体となって対応していきたい。

環境部長

(2) 以前から指導に従わない場合は刑事告発もあり得ると聞いていたが、告発の報告を受けたのは1月27日の記者発表の前日である。告発内容については、記者発表後に報告を受けている。県が8月と11月に実施した調査結果については、すべての検査項目で環境基準をすべて下回っており、問題ないとの報告を受けている。

その他の質問事項

- ・ 青少年健全育成について
- ・ 学校評議員と学校支援会議について
- ・ 立止式について
- ・ 委任の終了について

**長崎ラベンダーで花いっぱいづくりをー
県立図書館の誘致について**

川添議員

(1) 大村市のキャッチフレーズ「花と歴史と技術のまち」のとおり、春は桜のまちとして有名である。特に2年程前からは国道34号線の与崎・杭出津間などの街路樹が桜の木に統一された。これは大村市の桜のまちとしての主張であり、十年後を想像すると楽しい夢が描ける。その春の桜に加えて、秋には城南高校で生まれた品種である長崎ラベンダーを活用して花畑などを整備し、北の富良野に対して西の大村と称される

(2) 大村市民が一番望んでいる県立図書館の誘致について、9月か10月には決定すると聞くがその通りか。また、建設予定地について競争相手が長崎市と考えれば、それなりの土地を提案しなければ誘致の成功は難しいと考える。市立図書館の建て替えも視野に入れた市長の考えを聞く。

市長

(1) 秋の花が足りないと感じており、1年を通じて花いっぱいにしていきたいという計画を考えている。具体的に、庁内の若手職員による次世代政策研究事業においても、花のまちおおむらの提案があり、市制70周年を記念して、7万本の長崎ラベンダーを市民協働で市内各地に植栽してはどうかとの報告も受けており、非常に重視をしている。

北の富良野に対して、西の大村と称されるようになれば非常にすばらしいことである。ぜひ花いっぱいという構想において、70周年を目指し、平成22年度からでも何らかの取り組みをしたい。

市長 (2)平成19年に県立図書館在り方懇話会が県教育長に対し、県立図書館としての役割・機能を具体的に展開するためには、現在のままでは狭隘で対

その他の質問事項

- ・ 施設方針について
- ・ まちづくり条例について